

(単位:%)

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.00	20.00
②連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
③実質公債費比率	3.4	25.0	35.0
④将来負担比率	66.9	350.0	

※4つの指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合は「早期健全化団体」とされ、財政健全化計画を、3つの指標のうち、いずれかが財政再生基準以上の場合は「財政再生団体」とされ、財政再生計画を定めなければなりません。

※「—」の表示は、赤字額がないため「数値なし」となったものです。

**④ 将来負担比率**  
地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示しています。

**③ 実質公債費比率**  
借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度合いを示しています。

**② 連結実質赤字比率**  
全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の悪化の度合いを示しています。

**① 実質赤字比率**

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示しています。

# 令和元年度決算に基づく 財政健全化判断比率等の公表

## 1 健全化判断比率

令和元年度決算に基づく「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定しました。  
これは、これらの比率から地方公共団体の財政状況悪化の様子を捉え、早いうちから健全化を図ることを目的としたものです。

健全化判断比率には、①～④の4つの指標があります。これらは、主に地方公共団体の標準的な状態で収入されると見込まれる財源である「標準財政規模(令和元年度は約45億円)」に対する比率です。

いずれの指標も、早期健全化基準を下回っており、本町の財政は健全な状況にあるといえます。

## 健全化判断比率・資金不足比率の対象範囲

一般会計等(普通会計)	一般会計		①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	障がい福祉サービス事業 学校給食事業				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険 後期高齢者医療				
	公営企業に係る会計	水道事業 公共下水道事業				②資金不足比率※
一部事務組合・広域連合						
●一部事務組合…大垣消防・西濃環境・西南濃粗大・大垣衛生等 ●広域連合…安八郡広域連合・県後期高齢者医療広域連合						
地方公社・第3セクター等		神戸町 土地開発公社				

※公営企業会計ごとに算定

## 2 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度合いを示しています。水道事業会計および公共下水道事業特別会計は実質黒字となったため、資金不足比率はありません。

(単位:%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	20.00

※資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は「経営健全化団体」とされ、経営健全化計画を定めなければなりません。

※「—」の表示は、赤字額がないため「数値なし」となったものです。